

管理運営状況等評価票

施設名	秋田県環境保全センター				
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社				
作成者	伊藤 弘毅	作成日	令和 2年 5月 12日		
確認者	生活環境部	環境整備課	廃棄物対策班		
職氏名	主幹(兼)班長	田村 高志	TEL	018-860-1624	

1 施設の概要

設置年	昭和 51 年		営業期間・時間	平日(1/2、3及び12/31除く)・8:30~12:00、13:00~16:00		
設置目的	県内の中小企業等から排出される産業廃棄物の処理を公共の立場から補完し、安全で信頼のおける施設として、産業廃棄物を適正に処理し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。					
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・産業廃棄物の処理に関する業務 					
自主事業の実施状況	(自主事業は実施していません)					
直近3年の年間利用者数	H29	44,936 t	H30	53,964 t	R1	61,149 t
直近3年の年間料金収入	H29	703,881 千円	H30	833,893 千円	R1	1,020,892 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)	H27	H28	H29	H30	R1	
収入計	279,380	268,269	268,560	275,658	268,942	
(内訳)利用料収入						
指定管理料	279,380	268,269	268,560	275,658	268,942	
その他収入						
支出計	270,103	258,998	254,146	256,997	245,914	
(内訳)人件費	75,019	76,237	71,665	66,975	64,615	
人件費以外	195,084	182,761	182,481	190,022	181,299	
差引	9,277	9,271	14,414	18,661	23,028	

2 観点ごとの評価

(観点Ⅰ) 利用目標の達成状況						
利用目標指標名	年間搬入量(t)	定義	産業廃棄物の年間総搬入量			
	H30	R1	R1-H30	R2		
目 標	31,967	31,967	0	31,967		
実 績	53,964	61,149	7,185			
達 成 率	168.8%	191.3%				
実績等の増減原因	搬入量	113.3%	<p>主な増減理由として、公共施設(県民会館)の解体及び公共工事に伴う無機汚泥の搬入増加や、中国・東南アジアでの廃プラスチック輸入規制による廃プラの搬入増加、更に積雪が少なかったことで、冬期も順調に搬入が推移したことなどが増加の要因であると考えております。</p> <p>前年と比較し、無機汚泥(7,847t)、有機汚泥80以下(10,214t)、廃プラ(6,656t)などが大きな搬入量増となっております。目標搬入量 31,967tに対し、61,149tと上回っております。</p>			
	料 金 収 入	122.4%	<p>増減理由は搬入量のとおりであり、前年と比較し、無機汚泥(97,980千円)、有機汚泥80以下(126,421千円)に加え、単価が高い廃プラ(244,959千円)が増えたことにより、大きな収入増となりました。目標料金収入額 595,825千円に対し、1,020,892千円と上回っております。</p>			
令和2年度利用目標設定の考え方	資源の有効活用など循環型社会の形成のための取り組みが行われていることで、今後も廃棄物の減量化、リサイクルの向上により、搬入量は基本的に減少傾向にあると考えております。					指定管理者 評価欄 A

(観点Ⅱ)利用者満足度の状況				
利用者満足度の状況	H29	H30	R1	R1-H30
				0
利用者アンケート調査結果の活用例	利用者アンケートは実施しておりません。			指定管理者 評価欄

○「評価欄」には、満足度について次の基準により判定した評価を記載すること。

A:80%以上 B:60%以上80%未満 C:60%未満

評価項目	指定管理者 1次評価欄	所管課 2次評価欄
(観点Ⅲ)管理運営体制の状況	A	A
①有資格者を含む職員配置状況は適切か	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画書等に照らして適切な職員配置になっている。(5点) ●受付担当者が不在にならないなど利用者に迷惑がかからない配置になっている。(5点) 		
②職員の勤務実績は適切か	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画書等に照らして適切な勤務実績になっている。(5点) ●各職員が、他の職員の業務状況を把握し手伝えるような工夫をしている。(5点) 		
③職員の処遇等は適切か	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●職員の処遇が労働法規に反していない。(5点) ●職員に対する何らかの福利厚生事業が行われている。(5点) 		
④施設・設備は適切に管理されているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画書等の日常保守管理、定期点検、清掃、警備等の計画に照らして適切に管理されている。(5点) ●施設・設備に目に見える損傷、汚れ等がない。(5点) 		
⑤備品は適切に管理されているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●備品台帳に記載されている備品が全て揃っている。(5点) ●備品に目に見える損傷等がない。(5点) 		
⑥個人情報の保護に対する体制の構築が成されているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●「個人情報取扱特記事項」が全て遵守されている。(5点) ●職員に対し個人情報保護に関する理解の向上を図っている。(5点) 		
⑦安全で安心できる環境を確保しているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●事故防止マニュアル等及び緊急時連絡体制を整備している。(5点) ●職員に対し、研修の実施等の事故防止に関する理解の向上を図っている。(5点) 		
⑧経費節減のための努力を行い、成果を上げているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●前年度よりも事務経費を節減する取り組みをしている。(5点) ●実際に経費節減の成果を挙げている。(5点) 		
⑨計画的な修繕等がなされているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●施設・設備の修繕に関する年度計画が存在する。(5点) ●利用者が常に安全に利用できる状態に保たれている。(5点) 		
⑩健全な経営がなされているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●経理書類が適切に作成され、通帳や印鑑などが適切に管理されている。(5点) ●選定時の各財務指標と比較し、特段の経営の悪化が見られない。(5点) 		

○各評価項目の評価欄には、合致する設問の合計点を記載すること。

○最上段の評価欄には、評価項目ごとの点数の平均値について次の基準により判定した評価を記載すること。ただし、0点の評価項目がある場合は、平均値が8点以上であったときでもB判定とすること。

A:8点以上 B:5点以上8点未満 C:5点未満

評価項目		指定管理者 1次評価欄	所管課 2次評価欄
(観点Ⅳ)サービス向上に向けた取組の実施状況		A	A
①開館日、開館時間等は守られているか		10	10
●仕様書又は事業計画書等に照らして適切な開館状況になっている。(10点)			
②事業計画に掲げられた業務は適正に実施されているか		10	10
●仕様書又は事業計画書等に照らして適正に業務が実施されている。(10点)			
③施設の使用許可、料金減免の手続、説明は適正か			
●料金減免の説明が分かりやすく掲示されている。(5点) ●仕様書又は事業計画書等に照らして適正に使用許可されている。(5点)			
④職員の接客マナーは適切か		10	10
●全職員が名札を着用し適切な服装をしている。(5点) ●施設名と対応者名を名乗った電話対応など丁寧な挨拶や対応がなされている。(5点)			
⑤利用者が利用しやすい窓口案内を実施しているか		10	10
●電話やWebサイト等による利用相談がなされている。(5点) ●来客への対応に関する研修がなされている。(5点)			
⑥全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう情報発信を行っているか		10	10
●分かりやすいパンフレットの備え付けや、見学希望への対応などに取り組んでいる。(5点) ●指定管理者名称、指定期間、業務概要等を利用者に周知している。(5点)			
⑦潜在的な利用者へ向けた広報を実施しているか			
●広報誌発行、県・市町村広報への登載、Webサイト作成、チラシ配布等の広報を実施している。(10点)			
⑧満足度調査の結果、課題がある場合に対応策を講じているか			
●満足度調査から課題を抽出して対応策を講じている。(5点) ●満足度調査結果及び課題への対応策を公表している。(5点)			
⑨利用者が意見や苦情を述べやすい環境を構築しているか		10	10
●意見・苦情の提出先に関する情報を公表している。(5点) ●意見・苦情の内容を記録し、対応策を実施している。(5点)			
⑩意見・苦情等を受けて迅速に対応できる体制を構築しているか		10	10
●苦情の受付・解決方法や担当者等を明確にし職員に周知している。(5点) ●意見・苦情への対応策の実施・公表をしている。(5点)			
(参考)	サービス改善のための具体的取組	R1 実績	施設見学(105件)、施設周辺道路及び河川のクリーンアップ実施(15回)、資格取得等各種研修の受講(14回)、あきたエコ&リサイクルフェスティバル出展
		R2 計画	施設見学の受け入れ(100件以上)、施設周辺及び河川のクリーンアップ(14回以上)、資格取得等各種研修の受講(8回以上) あきたエコ&リサイクルフェスティバルに出展申込をしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月27日に中止となりました。
	令和2年度取組計画設定の考え方		環境に配慮した適正な廃棄物処理を行い、地域住民や施設利用者にさらに信頼感を持っていただけるよう運営する。

○各評価項目の評価欄には、合致する設問の合計点を記載すること。

○最上段の評価欄には、評価項目ごとの点数の平均値について次の基準により判定した評価を記載すること。ただし、0点の評価項目がある場合は、平均値が8点以上であったときでもB判定とすること。

A:8点以上 B:5点以上8点未満 C:5点未満

○「取組計画設定の考え方」には、具体的理由(例えば、利用者からどのような要望があったのか等)を記載すること。また、各施設で実施している利用者から意見を聴取するための取組(例えば、投函箱の設置や顧客満足度調査等)については全て記載すること。

3 総合評価

<p>指定管理者 1次評価欄</p>	<p>(講評欄) 指定管理者として廃棄物処理法を遵守し、日々の管理運営に努めております。社員の資格取得の推進や他県の処分場の管理運営状況を視察するなど、指定管理者としての管理運営の能力向上に努めております。</p> <p>現在、供用している処分場の残容量が少なくなってきたてきておりましたが、D区に新たな処分場(D区Ⅱ期処分場)が、令和2年5月12日に供用開始となりましたことから、更なる安全管理と適正な廃棄物処理に努めたいと考えております。</p> <p>《管理運営体制の状況》</p> <p>日頃からの安全管理と適正な廃棄物処理に努めるとともに、直営作業や設備機器類の効率的な運転など経費の削減にも取り組みました。また、資格の取得や各種の研修会の参加を推奨し、社員のスキルアップを図りました。</p> <p>また、(一社)秋田県産業廃棄物協会主催の研修会に積極的に参加するなど、会員である産業廃棄物処理業者との連絡調整を随時行えるように努めました。</p>
<p>A</p>	<p>《サービス向上に向けた取組の実施状況》</p> <p>施設見学の受け入れや施設周辺のクリーンアップを実施したほか、ホームページにおいて、管理状況の情報提供を行いました。また、アゴラ広場で秋に開催された「あきたエコ&リサイクルフェスティバル」に出展し、環境保全への取り組みを県民の皆さまにご紹介しました。</p>
<p>所管課 2次評価欄</p>	<p>(講評欄) 利用目標を達成したことに加え、施設の維持修繕を適切なタイミングで実施したこと、地域住民と円滑な関係を築きながら産業廃棄物処理施設の管理運営を実施したことは高く評価できる。</p> <p>今後も施設利用者の利便性の向上や施設の管理に万全を期し、地域住民の安全・安心の確保に努めるとともに、より効率的な施設の運営に向け、引き続き努力すること。</p>
<p>A</p>	

○総合評価は、「利用目標の達成状況」、「利用者満足度の状況」、「管理運営体制の状況」、「サービス向上に向けた取組の実施状況」の4つの観点の結果を用い次の基準により記載すること。「利用目標の達成状況」、「利用者満足度の状況」については、指定管理者評価を所管課2次評価として判定すること。

- A: 「C」判定がなく、2つ以上の観点で「A」判定の場合
- B: 「C」判定がなく、「A」判定が1つにとどまる場合
- C: 各観点のいずれかの評価結果が「C」判定の場合